

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法による法定受託事務及び国(日本年金機構)との協力連携事務における以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1. 法定受託事務 ※第1号被保険者と任意加入被保険者に係るもの ①資格取得、種別変更、住所変更、氏名変更、死亡、生年月日・性別等訂正の届出の受理及び報告 ②国民年金手帳の再交付申請の受理及び送付 ③付加保険料納付及び辞退申出の受理及び送付 ④保険料の法定免除の該当届及び不該当届の受理及び送付 ⑤保険料の全額若しくは一部免除あるいは納付猶予の申請及び取消の届出の受理、審査及び送付 ⑥学生等の保険料納付特例の申請及び不該当届の受理、審査及び送付 ⑦老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金の請求、申請、届出の受理、審査及び送付 ※老齢福祉年金に係るもの ①老齢福祉年金の請求、申請、届出の受理、審査及び送付</p> <p>2. 協力連携事務 ①資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ②年金制度の周知に関する相談 ③住民記録及び所得等の情報提供 ④法定受託事務以外の申請書及び届書等の回送</p>
③システムの名称	Acrocity国民年金、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の48、50項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芝山町総務課行政係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3901
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芝山町町民税務課 国保年金係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3912

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-5②所属長	町民税務課長	町民税務課長 大木 保浩	事後	
平成29年6月30日	II-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II-2 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-1③システムの名称	Acrocity国民年金	Acrocity国民年金、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	町民税務課長 大木 保浩	課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成29年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 対象人数	平成29年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」のとおり	事後	
令和2年6月5日	II-1 対象人数	平成31年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和2年6月5日	II-2 対象人数	平成31年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和3年7月16日	II-1 対象人数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月16日 時点	事後	
令和3年7月16日	II-2 対象人数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月16日 時点	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の48、50項	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の48、50項	事後	
令和3年10月15日	II-1 対象人数	令和3年7月16日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	II-2 対象人数	令和3年7月16日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II-1 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II-2 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	